

新型コロナウイルス感染症対策 農業者向け資金一覧

R3.4.19現在

項目	日本政策金融公庫			民間金融機関、JA	JA
資金名	農林漁業セーフティネット資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営体育成強化資金	農業近代化資金	新型コロナウイルス感染症対策 緊急資金 (アグリマイティ―資金)
貸付先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・主業農業者</li> <li>・認定新規就農者</li> <li>・集落営農組織</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主業農業者</li> <li>・認定新規就農者</li> <li>・集落営農組織 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・主業農業者</li> <li>・認定新規就農者</li> <li>・集落営農組織 等</li> </ul>	JA組合員
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害による経営再建資金</li> <li>・行政指導（BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う畜産物の移動制限）による損失を受けた場合の経営維持安定資金。</li> <li>・社会的又は経済的環境の変化（新型コロナウイルス等）による経営状況悪化の場合の経営維持安定資金。</li> </ul>	農業経営改善計画の達成に必要な資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の取得、改良、造成</li> <li>・施設、機械の取得等</li> <li>・家畜・果樹等の導入、育成費等</li> <li>・規模拡大や設備投資などの経営費</li> <li>・経営の安定に必要な長期資金</li> </ul>	1【前向き投資】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の取得、改良、造成に必要な資金。</li> <li>・施設、機械の購入資金。</li> <li>・家畜・果樹等の改植費用、育成費に必要な資金。</li> <li>・利用料の一括支払い（権利金等）に必要な資金。</li> </ul> 2【償還負担の軽減（再建整備）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地や施設取得等で生じた 負債整理に必要な資金</li> </ul> 3【償還負担の軽減（償還円滑化）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既往借入金等（制度資金など）の負債整理に必要な資金に係る支払の負担軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営改善のために必要な施設の取得や家畜の購入等に必要な資金。 (次の各号に該当するもの)</li> <li>1号 農舎、畜舎、農機具等</li> <li>2号 果樹等の植栽・育成</li> <li>3号 家畜の購入・育成</li> <li>4号 小土地改良、造成</li> <li>5号 長期運転資金</li> <li>6号 水道施設等（共同対象）</li> <li>7号 大臣特認（給排水施設等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症により、直接的または間接的に農業経営へ影響をうけた場合の運転資金（※素牛導入資金・負債整理資金は保証料・利子助成の対象外）</li> </ul>
金額	① 簿記記帳を行っている場合 年間経営費等の12/12以内又は粗収益の12/12のいずれか低い額  ② ①以外の場合 一般 1,200万円	【個人】 3億円 (特認6億円) 【法人】 10億円 (特認20億円)	1～3の合計額 【個人】 1億5,000万円 【法人・集落営農組織】 5億円 1 前向き投資 負担額の80% 2. 再建整備 【個人】 1,000万円～2,500万円 【法人】 4,000万円 3 償還円滑化 経営改善計画期間中（5年間）において支払われるべき既往借入金等負債の各年の支払金の合計額	【個人】 1,800万円 (特認) 2億円 【法人】 2億円	100万円以上～減収分の範囲内 (新型コロナの影響による減収分) ※JAにて減収証明書発行
貸付期間	15年以内（据置3年以内）	25年以内（据置10年以内）	25年以内（据置3～10年以内）	資金用途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）	短期1年以内 長期5年以内（据置あり）
貸付利率	0.16%～0.17% <b>ただし貸付当初5年間は無利子</b>	0.16%～0.30% <b>ただし貸付当初5年間は無利子</b>	0.30% <b>ただし貸付当初5年間は無利子</b>	0.16～0.30% <b>ただし貸付当初5年間は無利子</b>	無利子
保証料	—	—	—	保証料当初5年間免除	無し
担保	実質無担保化	実質無担保化	実質無担保化	実質無担保化	無担保

項目	日本政策金融公庫	民間金融機関・JA等
資金名	経営体育成強化資金	農業経営負担軽減支援資金
貸付先	経営改善計画を提出し、市町の審査会（特別融資制度推進会議）において、融資機関や普及組織等による経営診断を受けた農業を営むもの ・主業農業者 ・認定新規就農者 ・集落営農組織 等	経営改善計画を提出し、市町の審査会（特別融資制度推進会議）において、融資機関や普及組織等による経営診断を受けた者であって、次の条件を満たす農業者 ①農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの ②60歳未満の者では主として農業に従事(又は60歳以上の者では後継者を確保)している ③総所得のうち農業所得が過半を占めるもの ④現に約定償還の一部の返済が可能であるもの ⑤計画期間内に農家経済余剰で約定償還金が賄えるもの
資金使途	【償還負担の軽減（再建整備）】 ・農地や施設取得等で生じた負債整理に必要な資金  【償還負担の軽減（償還円滑化）】 ・既往借入金等（制度資金など）の負債整理に必要な資金に係る支払の負担軽減	①～④に該当する営農負債の借り換え ①制度資金以外のJA等の民間営農資金 ②証書化されている購買未収金 ③貸付金利5%超の下記制度資金 ・日本政策金融公庫が融通する資金 ・農業近代化資金 ・その他国等が融通する資金 ④その他営農負債
金額	1、再建整備 【個人】1,000万円～2,500万円 【法人】4,000万円 2、償還円滑化 経営改善計画期間中（5年間）において支払われるべき既往借入金等負債の各年の支払金の合計額 （※1、2は、前向き資金の借入額と合計して） 【個人】1億5,000万円以内 【法人・集落営農組織】5億円以内	営農負債の残高
貸付期間	25年以内（据置3年以内）	10年以内（うち据置期間3年以内） 特認：15年以内（うち据置期間3年以内）
貸付利率	0.30% <u>ただし貸付当初5年間は無利子</u>	0.30% <u>ただし貸付当初5年間は無利子</u>
保証料	—	保証料当初5年間免除
担保	実質無担保化	実質無担保化